

福島地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

福島労働局一般公示 第19号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金の改定決定に係る専門部会の委員を任命したいので、福島県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。))を除く。)を営む使用者又はこれに雇用される労働者(これらの者の団体を含む)は、下記「福島地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月15日

福島労働局長 岡田直樹

記

福島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福島県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。))を除く。)を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福島県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。))を除く。)を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年9月30日

(3) 推薦書の提出先

福島労働局労働基準部賃金室(〒960-8513 福島市花園町5-46)

令和 年 月 日

福島労働局長
岡田直樹 殿

推薦者(代表)

住 所

氏 名

(団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名)

福島地方最低賃金審議会福島県自動車小売業最低賃金専門部会の代表委員の
候補として、下記の者について内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職(現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること)	略 歴

内 諾 書

福 島 労 働 局 長
岡 田 直 樹 殿

令和 年 月 日

フリガナ
氏 名

私は、福島地方最低賃金審議会福島県自動車小売業最低賃金専門部会の委員
に任命されましたときには、就任することを内諾します。